

令和元年 第1回臨時会

# 西川町議会会議録

令和元年 5月10日 開会

令和元年 5月10日 閉会

西川町議会

## 令和元年西川町議会第1回臨時会会議録目次

議事日程	1
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	3
臨時議長の紹介及びあいさつ	4
開会の宣告	4
開議の宣告	4
仮議席の指定	4
町長あいさつ	5
自己紹介	8
議長選挙	8
議長就任のあいさつ	10
議事日程の追加	11
議席の指定	11
会議録署名議員の指名	11
会期の決定	12
副議長の選挙	12
常任委員会委員の選任	14
各常任委員会正副委員長の互選	15
議会運営委員の選任	15
議会運営委員会正副委員長の互選	16
西川町町有林運営委員会委員の選出	16
西村山広域行政事務組合議会議員の選挙	16
議案の上程	17
提案理由の説明	18
議案の審議・採決	19
議事日程の追加	26
閉会中の継続調査申し出	27

閉議・閉会の宣告 .....	27
署名議員 .....	29

## 令和元年西川町議会第1回臨時会

### 議事日程(第1号)

令和元年 5月10日(金)午前9時30分開会・開議

- 日程第 1 臨時議長の紹介
- 日程第 2 仮議席の指定
- 日程第 3 町長あいさつ
- 日程第 4 自己紹介
- 日程第 5 議長の選挙について

### 追加議事日程(第1号)

- 追加日程第 1 議席の指定について
- 追加日程第 2 会議録署名議員の指名
- 追加日程第 3 会期の決定
- 追加日程第 4 副議長の選挙について
- 追加日程第 5 常任委員会委員の選任について
- 追加日程第 6 義解運営委員会委員の選任について
- 追加日程第 7 西川町町有林運営委員会委員の選出について
- 追加日程第 8 西村山広域行政事務組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 9 議案の上程

同意第 3号 西川町監査委員の選任について

承認第 2号 西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定について  
の専決処分の承認について

承認第 3号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定  
についての専決処分の承認について

承認第 4号 西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につい  
ての専決処分の承認について

追加日程第 10 提案理由の説明

追加日程第 11 議案の審議・採決

同意第 3号 西川町監査委員の選任について

承認第 2号 西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定について

の専決処分の承認について

承認第 3号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定  
についての専決処分の承認について

承認第 4号 西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につい  
ての専決処分の承認について

追加議事日程（第1号の2）

追加日程第12 閉会中の継続調査申出

（閉 会）

出席議員（10名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	6番	大江広康	議員
7番	佐藤耕二	議員	8番	佐藤幸吉	議員
9番	伊藤哲治	議員	10番	古澤俊一	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	土田伸	君	町民税務課長	飯野勇	君
会計管理者 兼 出納室長	片倉正幸	君	産業振興課長 兼 農業事務局長	工藤信彦	君
健康福祉課長	奥山純二	君	病院事務長	松田憲州	君
商工観光課長	志田龍太郎	君	学校教育課長	安達晴美	君
建設水道課長	土田浩行	君	生涯学習課長	荒木真也	君

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

### 臨時議長の紹介及びあいさつ

白田事務局長 おはようございます。議会事務局長の白田です。

日程第1、「臨時議長の紹介」を行います。

本臨時会は、西川町議会議員一般選挙後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長議員の伊藤哲治議員をご紹介します。

議長席にお着き願います。

〔伊藤哲治臨時議長 着席〕

伊藤臨時議長 おはようございます。

ただいま紹介されました伊藤でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞ、よろしくお願ひします。

---

開会 午前 9時30分

### 開会の宣告

伊藤臨時議長 これより、令和元年西川町議会第1回臨時会を開会します。

---

### 開議の宣告

伊藤臨時議長 ただちに本日の会議を開きます。

---

### 仮議席の指定

伊藤臨時議長 日程第2、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

---

## 町長あいさつ

伊藤臨時議長 日程第3、町長のあいさつの申し出がありますので、これを許します。

小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 おはようございます。

本日、令和元年第1回臨時会を招集いたしましたところ、全員のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

はじめに、西川町議会議員選挙について申し上げます。

4月16日に告示されました、統一地方選挙の西川町議会議員選挙におきまして、新聞等で地方議会議員のなり手不足が報じられているにも関わらず、激しい選挙戦を勝ち抜かれ、ご当選されましたことに、心からお祝いを申し上げますと共に、改めて敬意を表するものであります。

申すまでもなく、地方議会議員は、地方自治法の定めるところにより地方公共団体の意思決定を行う議決権を有しており、住民福祉の向上と地域発展のためにご尽力くださることを、町民の皆さんがご期待申し上げておられることと存じます。

人口減少が進む中で、地方自治体を取り巻く情勢は非常に厳しいものがあり、本町においても定住人口の確保、産業振興、生活環境対策、地域づくりと人材育成など多くの課題があり、その解決のため、昨年度策定いたしました第6次西川町総合計画後期基本計画実現に全力を傾注してまいり所存であります。

決意を新たに、議席を持たれました議員の皆さん、また、新進気鋭の議員の皆さんをお迎えできましたことは、私どもの最も大きな喜びとするものであり、大いにご活躍されますことを心からご期待申し上げます。

次に、この冬の豪雪対策についてご報告申し上げます。この冬は、年末から年明けにかけて断続的な降雪が続きましたが、1月の中旬には一旦落ち着いたものの、下旬から再び降雪の日が続き、1月25日に豪雪対策連絡本部を設置いたし、防災行政無線による事故防止や、インフルエンザ予防の注意喚起、啓発チラシの配布、パトロールを強化するとともに、町道除雪路線の拡幅、雪崩防止のための雪庇処理などによる交通確保、雪捨て場の確保などを行う一方、高齢者の見回りや、高齢者世帯等除雪支援事業、除雪ボランティア支援など、区長、町内会長、民生児童委員、消防団等関係者の絶大なるご協力により、雪害の未然防止に努めてまいりました。



主な雪害状況は、雪下ろし作業中の人的被害が1件、非住家の建物被害が1件でありました。町道関係につきましては、雪崩や倒木、雪庇処理などに対し、速やかに対応いたしました。また、融雪支援対策事業につきましては、今年度から、補助要綱の一部を改正し、豪雪対策本部が設置されない場合には、補助対策事業費の10分の2以内、大井沢地区にあっては、10分の3以内の枠を助成することとし、補助金交付事務を行っております。

高齢者世帯等除雪支援事業につきましては、屋根の雪下ろし81世帯、玄関から公道までの除排雪99世帯、敷地内の除排雪60世帯、延べ240世帯が利用しまして、244万円の助成を行いました。

また、被害状況の把握並びにその対応につきまして、一定の目途が立ちましたので、4月15日に豪雪対策連絡本部を廃止いたしましたところであります。

次に、月山スキー場のオープンについてご報告申し上げます。

全国のスキー場が店じまいする、4月にオープンするスキー場として名だたる本町の月山スキー場のオープンを予定どおり4月10日に迎えることができました。オープンに際しましては、多くの関係機関のご理解とご協力をいただき、心から感謝を申し上げるところであります。特に月山道の除雪を進めていただきました、村山総合支庁西村山道路計画課を始め、県当局にはオープン前から車両の通行確保にご尽力いただき、重ねて厚く御礼を申し上げます。当日は絶好の天候に見まわれ、多くのご来賓、地元関係者に加え、ご来場いただいた一般スキーヤーからも参加をいただき、安全祈願祭並びにテープカットなどの式典を執り行い、今シーズンのオープンを祝いました。

この冬は全国的に積雪が少なく、早めに閉鎖するスキー場がある中ではありましたが、月山は3月の低温や4月の降雪もあったことから、雪解けが進まず、10メートルを越す十分な積雪が確保されておりますので、例年通り初夏を感じる季節まで滑走がお楽しみいただけるものと、嬉しく思っているところであります。そしてこのような夏スキーのポスターのキャッチコピーは、「極上夏遊び」となっておりまして、全国に例を見ない雄大な自然、広大なゲレンデの極上の月山夏スキーの魅力を全国、海外に発信し、インバウンドを含めた更なる誘客拡大に努めてまいりたいと思っております。

次に、西川町消防団春季消防演習についてご報告を申し上げます。

平成最後となる西川町消防団春季消防演習につきましては、去る4月28日に西川交流センターあいべ駐車場及び間沢下堀交差点地区を会場に行われました。当日は好天に恵まれまして、多くのご来賓と町民の皆さんが見守る中、佐藤団長の指揮の下300

名の団員が機敏で一糸乱れぬ各種の訓練を披露し、町民の皆さんに改めて安心感を与えていただきました。ご来賓の方々からも素晴らしい出来栄であったと賞賛の声をいただきまして、団員各位と指揮に当たられました皆さんに感謝と敬意を表する次第であります。

また、平成 27 年度に女性消防隊として結成されまして、昨年度に日本消防協会優良個人消防隊表彰旗を受賞され、今年度から女性部と名称を改めました女性部団員 21 名の華麗で堂々とした各個訓練や分列行進には、町民の皆さんから大きな歓声と拍手をいただきました。女性部団員には火災予防広報や応急手当の普及指導などにおける活躍を期待するものであります。防火パレードにおきましては、にしかわ保育園園児鼓笛隊より花を添えていただいたところであります。

今後も消防団には予防消防を徹底していただくと共に、地域の中核となって地域を元気にしていただけますよう併せてお願いをいたした次第であります。

次に、西川町歴史文化資料館並びに西川町かわどい亭についてご報告申し上げます。去る 5 月 1 日は、天皇陛下が即位された令和元年の改元の日であり、その記念すべき日に西川町歴史文化資料館と西川町かわどい亭を開館できましたことは、大変光栄なことだと感じております。

また、同日開催いたしました記念式典には、町議会議員の皆さんを始め教育委員会、文化財調査委員会等、町の関係機関の方々や地元吉川の関係者等、約 60 名のご出席をいただきました。

この施設につきまして、平成 30 年度に 2 つの事業を入れて旧西川町立川土居小学校を大規模改修したものでありまして、西川町歴史文化資料館は旧校舎 2 階部分を本町の歴史文化に関する資料展にするスペースとして、本町の歴史や文化の学べる場として整備を行い、3 階部分は町の歴史文化資料の保管スペースとして整備したところであります。1 階部分は食堂や農産物加工室、調理の体験室等の機能をもたせ、食をテーマに地域コミュニティの活性化はもとより町内外の方々との交流を促進する施設、西川町かわどい亭として整備したところであります。

このように歴史と文化を伝え、そして食をテーマにした 2 つの機能を併せもつ施設が誕生しまして、今後は今施設のもつ機能を十分活用し 2 つの機能の相乗効果も図りながら、令和という新しい時代における西川町発展に寄与するよう努力を重ねてまいります。

以上を申し上げまして、令和元年第 1 回臨時会の挨拶といたします。

---

### 自己紹介

伊藤臨時議長 日程第 4、自己紹介を行います。

お諮りします。

初議会でありますので、議員の自己紹介と幹部職員の紹介をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤臨時議長 異議なしと認めます。

それでは 1 番議員から順次、自席で簡単に自己紹介をお願いします。

〔自己紹介〕

伊藤臨時議長 以上で、議員の自己紹介を終わります。

伊藤臨時議長 続いて、幹部職員の紹介を高橋副町長からお願いいたします。

〔幹部職員の紹介〕

伊藤臨時議長 以上で、幹部職員の紹介を終わります。

---

### 議長選挙

伊藤臨時議長 日程第 5、議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

伊藤臨時議長 ただいまの出席議員は 10 名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第 30 条第 2 項の規定により、立会人に 5 番 大泉奈美議員、6 番 大江広康議員を指名します。

伊藤臨時議長 投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は、単記無記名です。

〔投票用紙配布〕

伊藤臨時議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。

---

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

伊藤臨時議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

伊藤臨時議長 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

なお、念のために申し上げますが、苗字だけ記載したとき、無効になる場合がありますので氏名を明確に記載して投票されるようお願いいたします。

事務局長の点呼に応じ、順次投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

白田事務局長 それでは点呼を行います。

投票の際は、演壇に向かって右の方から登壇し、順次投票をお願いいたします。

投票後は、左の方から降壇し、議席に戻られるようお願いいたします。

〔投票〕

伊藤臨時議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

伊藤臨時議長 投漏れなしと認めます。

投票を終わります。

伊藤臨時議長 開票を行います。

大泉奈美議員及び大江広康議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

伊藤臨時議長 議長選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票

うち、有効投票 10 票、無効投票ゼロ票

有効投票中、古澤俊一議員 4 票

伊藤哲治議員 3 票

佐藤幸吉議員 2 票

佐藤光康議員 1 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、3 票です、

よって、古澤俊一議員が当選をされました。

伊藤臨時議長 議場の出入口を開きます。

〔議場閉鎖を解く〕

---

#### 議長就任のあいさつ

伊藤臨時議長 ただいま議長に当選された古澤俊一議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。

古澤俊一議員、登壇願います。

〔古澤俊一議長 登壇〕

古澤議長 一言ご挨拶を申し上げます。

この度の議会議員選挙におきましては、町民の皆さんから大変なご支援をいただき当選の栄を受けました。また本日は5月の新天皇が即位され、元号が令和に改まりまして、そして新元号、その最初の議会に議員各位のご推挙で、本当に議長を拝命いたしましたこと、元より浅学非才の身でありながら、改めて責任の重さを痛感しているところであります。

さて現在は、自治体を取り巻く環境、人口減少、そしてまた地方の疲弊、都市との格差等々において町におきましても、人口の減少が予想を上回るスピードで過疎化の先行が懸念されております。6次総合計画も後期実施に入りまして、また少子高齢化に対応するための町づくりも、これまで以上に真剣に取り組まなければなりません。

今後とも、より多くの皆さんに安心、安全に暮らしていただけるように、皆様のご意見に耳を傾け、そしてまた、皆様のご期待に応えられるよう山積する課題にも全議員、力を合わせて取り組んでまいり所存でございます。

今後とも、皆様のご理解、ご協力、ご支援を承りますようよろしくお願いを申し上げます。就任のごあいさつに代えさせていただきます。

誠にありがとうございました。

伊藤臨時議長 これで臨時議長の職務は終わりました。

ご協力、ありがとうございました。

古澤俊一議長、議長席にお着き願います。

〔古澤俊一議長 着席〕

古澤議長 それでは、さっそく議長の職務に就かせていただきます、議事運営によろしくご協力をお願いします。

---

#### 議事日程の追加

古澤議長 この際、日程の追加についてお諮りします。

すでに配布しております追加議事日程第1号を本日の日程に追加したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、これらを本日の日程に追加することに決定しました。

---

#### 議席の指定

古澤議長 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により議長において指定します。

古澤議長 議員各位の議席の番号と氏名を事務局長に朗読いたさせます。

白田事務局長 それでは議席の指定について朗読いたします。

〔朗読〕

古澤議長 ただいま朗読したとおり指定をしますので、ご移動願います。

---

#### 会議録署名議員の指名

古澤議長 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長において、1番 荒木俊夫議員、2番 佐藤仁議員を指名します。

---

### 会期の決定

古澤議長 追加日程第 3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日限りと決定しました。

---

### 副議長の選挙

古澤議長 追加日程第 4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

古澤議長 ただいまの出席議員は 10 名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第 30 条第 2 項の規定により、立会人に 5 番 大泉奈美議員、6 番 大江広康議員を指名します。

古澤議長 投票用紙を配ります。

念のため申しあげます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配布〕

古澤議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

古澤議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

古澤議長 異常なしと認めます

ただいまから投票を行います。

なお、念のため申しあげますが、苗字だけ記載したときは無効になる場合がありますので、氏名を明確に記載して投票されるようお願いいたします。

事務局長の点呼に応じ、順次、投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

白田事務長 それでは点呼しますので、議席順に投票願います。

〔投票〕

古澤議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

古澤議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

古澤議長 開票を行います。

大泉奈美議員及び大江広康議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

古澤議長 副議長選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票

うち、有効投票 10 票、無効投票 0 票

有効投票中、佐藤耕二議員 6 票

佐藤幸吉議員 2 票

佐藤光康議員 1 票

荒木俊夫議員 1 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票です。

よって、佐藤耕二議員が副議長に当選されました。

古澤議長 議場の出入口を開きます。

〔議場閉鎖を解く〕

古澤議長 ただいま副議長に当選されました佐藤耕二議員が議場におられますので、会議規則第 31 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

古澤議長 この際、副議長に当選された佐藤耕二議員を紹介します。

佐藤耕二議員登壇願います。

〔佐藤耕二議員 登壇〕

佐藤（耕）議員 ただ今、副議長の重責に当選させていただきました佐藤耕二でございます。



今、西川町は第6次総合計画の後期計画に今年度から入ったわけですがけれども、町、執行部側とはやはり是々非々で対応していきたい。さらに公正なそして厳正な議会運営に努めていきたいというふうに思います。

議長の補佐をしながら、町民感覚で、町民目線でしっかりと捉えながら議会運営に努めていきたいというふうに思います。

よろしくお願ひいたします。

古澤議長 ここで休憩をします。

再開は午前10時40分といたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

#### 常任委員会委員の選任

古澤議長 追加日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員会の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。指名の結果を事務局長から報告いたさせます。

白田事務局長 それでは、私のほうから、常任委員の指名について報告いたします。

総務厚生常任委員、古澤俊一議員、伊藤哲治議員、佐藤耕二議員、菅野邦比克議員、佐藤仁議員。

産業建設常任委員、佐藤幸吉議員、大江広康議員、大泉奈美議員、佐藤光康議員、荒木俊夫議員。

広報公聴常任委員、大江広康議員、大泉奈美議員、菅野邦比克議員、佐藤光康議員、佐藤仁議員。

以上であります。

古澤議長 ただいまの事務局長報告のとおり、指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました議員を、それぞれの常任委員に選任することに決定しました。

この際、各常任委員会の正副委員長の互選のため休憩し、各常任委員会を招集します。暫時休憩します。

〔事務局長 会議室の連絡〕

---

#### 各常任委員会正副委員長の互選

古澤議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の日程に入る前に、各常任委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果を報告します。

総務厚生常任委員長 伊藤哲治議員、同副委員長 菅野邦比克議員。

産業建設常任委員長 佐藤幸吉議員、同副委員長 大泉奈美議員。

広報公聴常任委員長 大泉奈美議員、同副委員長 佐藤光康議員。

以上のとおり、それぞれ互選されました。

---

#### 議会運営委員の選任

古澤議長 追加日程第 6、議会運営委員会委員の選任を行ないます。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、伊藤哲治議員、佐藤幸吉議員、大泉奈美議員、荒木俊夫議員の 4 人の議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました 4 人の議員を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

この際、議会運営委員会の正副委員長互選のため休憩し、議会運営委員会を招集します。暫時休憩します。

議会運営委員会正副委員長の互選

古澤議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の日程に入る前に、議会運営委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果を報告します。

議会運営委員長に伊藤哲治議員、副委員長に荒木俊夫議員。

以上のとおり互選されました。

---

西川町町有林運営委員会委員の選出

古澤議長 追加日程第 7、西川町町有林運営委員会委員の選出についてを議題とします。

本件についても、議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

古澤議長 西川町町有林運営委員会委員に佐藤幸吉議員、菅野邦比克議員、荒木俊夫議員、私、議長古澤俊一、以上の 4 人の議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました 4 人の議員を西川町町有林運営委員会委員に選任することに決定しました。

---

西村山広域行政事務組合議会議員の選挙

古澤議長 追加日程第 8、西村山広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推薦にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦で行なうことに決定しました。

古澤議長 お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

古澤議長 西村山広域行政事務組合議会議員に佐藤耕二議員、伊藤哲治議員、私古澤俊一議長、以上3人の議員を指名します。

古澤議長 お諮りします。

ただいま指名しました3人の議員を当選人に決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した3人の議員が、西村山広域行政事務組合議会議員に当選されました。

古澤議長 ただいま当選されました3人の議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。

古澤議長 ここで休憩をいたします。

再開は午前11時30分とします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時30分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

議案の上程

古澤議長 追加日程第 9、議案の上程を行います。

同意第 3 号 西川町監査委員の選任について、承認第 2 号 西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について、承認第 3 号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について、承認第 4 号 西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について、以上 4 議案を一括上程します。

---

#### 提案理由の説明

古澤議長 追加日程第 10、提案理由の説明を求めます。

小川町長。

〔町長 小川一博君登壇〕

小川町長 ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

同意第 3 号につきましては、西川町監査委員の選任について、であります。

西川町監査委員の任期満了に伴い、新たに選任するため提案するものであります。

承認第 2 号につきましては、西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について、であります。西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求めるため提案するものであります。

承認第 3 号につきましては、西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について、であります。西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求めるため提案するものであります。

承認第 4 号につきましては、西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について、であります。西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求めるため提案するものであります。

以上ご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議案の審議・採決

古澤議長 追加日程第 11、議案の審議・採決を行います。

同意第 3 号 西川町監査委員の選任について、を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定により大江広康議員の退場を求めます。

〔大江広康議員退場〕

古澤議長 書記に議案を朗読させます。

〔佐藤議事係長 朗読〕

古澤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

同意第 3 号、本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

大江広康議員の入場を許します。

〔大江広康議員 入場〕

古澤議長 承認第 2 号 西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について、を議題とします。

書記に議案を朗読させます。

〔佐藤議事係長 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

飯野町民税務課長。

〔飯野勇町民税務課長 登壇〕

飯野町民税務課長 承認第 2 号 西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

地方税法の施行に関する取り扱いについて、条例の設定にあたっては、法律、政令及び規則において明確に規定され、選択判断の余地のないものについても住民の理解

の上で、最小限必要なものにあつては、重複をいとわず総合的に規定することが適当であるとされているところであります。

今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律等が、平成 31 年 3 月 29 日に公布されたことに伴い、改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、町民税関係では、寄付金税額控除について、基準に適合する地方団体のふるさと納税を対象とした特例控除対象寄付金を規定するものでございます。また、住宅ローン控除が、所得税額から控除しきれない額について、控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除している制度を、消費税引き上げに伴う対応として、住宅ローンの控除期間を 3 年間拡充する法改正に伴い、町民税からの控除も同期間延長するものであります。

また、子どもの貧困に対応するため非課税措置の範囲を児童扶養手当の支給を受け、かつ前年の合計所得金額が 135 万円以下の単身児童扶養者に拡充するもの、また法人の町民税の申告納付の電子申告の申告書提出方法の柔軟化や災害や故障により電子情報処理組織を利用することが困難なときの措置等の規定を追加するものであります。

次に、軽自動車税については、グリーン化特例の見直しにより、取得した翌年度に受けられる軽自動車の軽減を、75%軽減の電気自動車等については平成 35 年まで、50%軽減及び 25%軽減の車両については平成 33 年まで延長するものでございます。

また、消費税率引き上げに伴う対応といたしまして、平成 31 年 10 月から 32 年 9 月末の取得分について、環境性能割の臨時的軽減といたしまして、燃費基準値達成度に応じて決定される税率を 1%分軽減するものであります。

それでは、新旧対照表において説明させていただきます。改正条文は、第 1 条から第 5 条まででございます。新旧対照表の 1 ページをご覧ください。改正条例第 1 条関係であります。

第 24 条は、寄付金税額控除を規定するもので、法律改正に合わせて、特例控除額の措置対象を「基準に適合する都道府県等総務大臣が指定する都道府県等に対する寄付金」と規定する特別控除対象寄付金とするものでございます。

2 ページをご覧ください。附則第 4 条の 3 の 2 は、住宅借入金特別控除に係る控除期間を平成 43 年度から平成 45 年度までに拡充するものであります。同条第 2 項を削除し、住宅借入金特別控除に係る申告要件を廃止するものです。

3 ページをご覧ください。附則第 4 条の 4 は、条項の整備でございます。附則第 6

条は個人の町民税の寄付金控除に係る申告の特例等を規定したもので、法律の改正に合わせて、申告特例対象を特例控除対象寄付金とする等の規定の整備を図るものであります。

4 ページをご覧ください。附則第 6 条の 2 は、特例控除対象寄付金を支出し、申告特例通知書が送付されたときに申告特例控除額の適応があるものとする規定でございます。附則第 7 条の 4 は、新築住宅等に対する固定資産税の減額に規定の適応を受けようとする者がすべき申告を規定したもので、法規定の新設による政令改正等に合わせて、条項ずれの改正を行ない条項の整理を行うものであります。

6 ページをご覧ください。附則第 13 条は、自動車の税率の特例を定めたもので、平成 18 年度末以前の経年車重課を平成 31 年度に限ったものとして条項を整備し、平成 29 年度分のグリーン化特例の軽課を削除し、8 ページに入りまして、第 2 項から第 4 項については、平成 31 年度分のグリーン特例の軽課、それぞれ 75% 軽減、50% 軽減、25% 軽減の表を追加し、規定の整理を行うものであります。

附則第 13 条の 2 は、附則 13 条の改正に伴い、規定の整理を行うものです。

10 ページをご覧ください。改正条例第 2 条の関係の改正でございます。第 28 条、町民税の申告の規定でございますが、法律の改正に伴い申告書記載事項を簡素化するものであります。

第 29 条の 2、及び 29 条の 3 は、町民税に係る給与所得の扶養親族申告書に係る規定で、第 29 条の 2 は給与分について、第 29 条の 3 は年金分について、単身児童扶養者扶養親族申告の記載事項へのそれぞれ追加をするものであります。

30 条は、町民税に係る不申告に関する過料の規定であり、第 28 条の改正に伴う規定の整理であります。

11 ページに入りまして、附則 12 条の 2 は、軽自動車の環境性能割の非課税を新設したもので、平成 31 年 10 月 1 日から 32 年 9 月 30 日までの特定期間に取得したときは非課税とする臨時的軽減を規定するものです。

12 ページをご覧ください。附則第 12 条 2 の 2 は、附則第 12 条の 2 を新設したことによる条ずれを改め、県知事が当分の間判断を行うなど、第 2 項、第 3 項及び第 4 項による環境性能割の賦課徴収の特例を新設したものです。

13 ページに入りまして、附則第 12 条の 6 は、軽自動車の環境性能割の税率の特例を規定しているもので、特定期間に取得したときは、税率を 100 分の 1 とする特例を第 3



項として新設するものです。

附則第 13 条は、軽自動車の種別割の税率の特例を規定するもので、この第 2 条の改正では、平成 31 年 10 月 1 日以降の軽自動車の重課の規定を整備し、平成 31 年度に取得する平成 32 年度分並びに平成 32 年度に取得する平成 33 年度分の軽課を新設するものであります。

15 ページをご覧ください。附則第 13 条の 2 は、これまでの軽自動車の賦課徴収の特例を軽自動車の賦課徴収の種別割の特例として改めて新設するものです。

16 ページのほうをご覧ください。改正条例第 3 条の関係であります。

14 条の 2 は、個人の住民税の非課税の範囲を規定しており、単身児童扶養者を非課税措置の対象に追加する改正であります。

附則第 13 条は、平成 34 年分及び平成 35 年分の軽課を対象に、電気自動車等に限った上で新設するものであります。附則第 13 条の 2 は、第 3 条改正による規定の整理でございます。

18 ページをご覧ください。改正条例第 4 条の関係の改正であります。

この改正につきましては、西川町税条例の一部を改正する条例（平成 30 年 12 月条例第 26 号）の一部を改正するものであります。

附則第 13 条の改正規定を軽自動車税の今回の改正に合わる規定の整備を行うものです。

続きまして 19 ページをご覧ください。改正条例第 5 条関係の改正であります。この改正につきましては、西川町税条例の一部を改正する条例（平成 30 年 9 月条例第 24 号）の一部を改正するものであります。

条例第 40 条は、法人の町民税の申告納付に係る規定で、9 月の改正条例において大法人に対する電子情報処理組織による提出義務を創設したのですが、今回の改正条例の改正につきましては、通信回線の故障、災害、その他の理由により電子情報組織を使用することが困難であると認められる場合のユウジョ措置について規定する 5 項を追加するものであります。

附則第 1 条及び第 2 条の改正については、5 項を追加することによる所要の規定の整備を図るものであります。

ここで議案書にお戻りいただき、改正附則をご覧ください。

改正附則第 1 条は、施行期日を定めるもので、平成 31 年 4 月 1 日を施行期日とする

ものでありますが、第 1 号は特例控除対象寄付金控除の適応について、第 2 号は軽自動車税の軽減措置等について、第 3 号は申告記載事項の追加等について、第 4 号につきましては、単身児童扶養者の非課税措置の対象追加等について、第 5 号は、軽自動車の種別割等について、それぞれ各項に定める日から定めるというものでございます。

第 2 条から第 8 条までは、施行期日による経過措置を定めるものです。第 2 条第 1 項は、平成 31 年度後における町民税に適応し、平成 30 年度分までは従前の例とする町民税に関する経過措置に関するものです。

次のページに入りまして、第 2 項につきましては平成 31 年度分について、第 3 項については平成 32 年度分の個人の町民税に限り特例控除対象寄付金の字句の読み替えを規定し、第 4 項において特別控除対象寄付金についての経過措置を規定するものであります。第 3 条は平成 32 年度分からの町民税申告書に係る経過措置であります。

次のページに入りまして、第 4 条につきましては、平成 32 年度からの単身児童扶養者への非課税の拡充について、第 5 条は固定資産税について、第 6 条につきましては 10 月 1 日から平成 30 年度分までの軽自動車税について、第 7 条第 1 項は環境性能割について、第 2 項は平成 32 年度以後の種別割の適応について、第 8 条は平成 32 年度分までの軽自動車の種別割は、なお従前の例とするなど、それぞれの経過措置を規定したものでございます。

以上のとおりであります。施行期日が平成 31 年 4 月 1 日でありましたことから、3 月 31 日付で専決処分をさせていただいたものでありますので、ご理解の上、ご承認くださいますよう、お願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

古澤議長 質疑なしと認めます。

本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

承認第 2 号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

承認第 3 号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処

分の承認について、を議題とします。

書記に議案を朗読させます。

〔佐藤議事係長 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

飯野町民税務課長。

〔飯野勇町民税務課長 登壇〕

飯野町民税務課長 承認第3号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法政令の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布されたことに伴うものであります。

内容につきましては、国保税の負担の公平化を図るため「軽減措置の拡充」と低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について課税限度額を引き上げ、軽減対象世帯を拡大する改正となっております。

それでは改正条について、説明を申し上げます。

新旧対照表の22ページをご覧ください。第3条は、国民健康保険税の課税額を規定しているものであり、第2項但し書き中、「58万円」を「61万円」に改め、課税限度額を3万円引き上げるものであります。第11条は、国民健康保険税の減額を規定しているものであり、第3条で改正いたしました課税限度額「58万円」を「61万円」に改め、第2号では、国民健康保険税の軽減措置について5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を「27万5,000円」から「28万円」に、第3号では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を「50万円」から「51万円」に引き上げることで、低所得者に対する軽減措置を拡大するものであります。

以上のとおりであります。施行期日が平成31年4月1日でありましたことから、3月31日付で専決処分をさせていただいたものでありますので、ご理解の上、ご承認くださいますよう、お願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

古澤議長 なしと認めます。

本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

承認第 3 号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

承認第 4 号 西川町介護保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について、を議題とします。

書記に議案を朗読させます。

〔佐藤議事係長 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

奥山健康福祉課長。

〔奥山純二健康福祉課長 登壇〕

奥山健康福祉課長 承認第 4 号 西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認につきまして補足説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、今年 10 月から消費税が 8% から 10% に引き上げされることに伴い、低所得者の保険料軽減強化を図るため改正を行うものでありますが、今回の改正は、平成 31 年政令 118 号による介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令等が、平成 31 年 3 月 29 日に公布され平成 31 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い関係規定を改正したものであります。

改正の内容ですが、新旧対照表の 24 ページをご覧ください。

これまでの附則第 7 条を第 8 条とし、新たに低所得者を対象とした平成 31 年度における第 1 号被保険者の保険料の額の特例を定める第 7 条を追加するものであります。介護保険料は、国の標準である 9 段階の所得区分に基づき、第 1 号被保険者の各段階の保険料を本条例第 3 条において定めておりますが、改正条例附則第 7 条第 1 項第 1 号では、低所得層である第一段階の保険料について、本来定めた年額の保険料「2 万 7,000 円」を「2 万 2,500 円」に軽減するものであります。同様に第 2 号では、第二段階の保険料について「4 万 5,000 円」を「3 万 7,500 円」に、第 3 号では、第三段階の保険料について「4 万 5,000 円」を「4 万 3,500 円」に軽減するものであります。

なお、この改正により保険料の軽減対象となる見込みの被保険者数につきましては、第一段階の方で 240 名、第二段階の方で 223 名、第三段階の方で 219 名、合わせて 682 名の

方が対象となる見込みであります。

以上のとおりであります。本条例の施行日が平成31年4月1日でありましたことから、3月31日付で専決処分をさせていただいたものでありますので、ご理解の上、ご承認ください。よろしくお願いいたします。

古澤議長 本案に対する質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

古澤議長 質疑なしと認めます。

本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

承認第4号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### 議事日程の追加

古澤議長 この際、議事日程の追加についてお諮りします。

ただいま議会運営委員長、広報公聴常任委員長から閉会中の継続調査申し出がありました。

ここで、申出書を配布します。

〔申出書配布〕

古澤議長 これを本日の日程に追加し、追加日程第12として議題にすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

従って、本日の日程に追加することに決定しました。

---

#### 閉会中の継続調査申し出

古澤議長 追加日程第12 閉会中の継続調査申し出について、を議題といたします。

本件について、議会運営委員長、広報公聴常任委員長から会議規則第73条の規定によりお手元に配布しております閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長、広報公聴常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 閉議・閉会の宣告

古澤議長 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じ、令和元年西川町議会第1回臨時会を閉会します。

ご苦労様でした。

〔閉会時刻 午後12時08分〕

